

## 第2章

# 指導内容

# 1 学習指導要領に示されている「法」に関する教育にかかわる主な指導内容

## (1) 各教科等における主な指導内容の一覧

教科等	小 学 校					
	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年
社会科			(3) 地域の人々の健康な生活や良好な生活環境の維持と向上 (4) 地域社会の災害及び事故の防止 ＜内容の取扱い＞ ・地域の社会生活を営む上で大切な法やきまり			(2) 政治の働きと日本国憲法の基本的な考え方 ＜内容の取扱い＞ ・国会と内閣と裁判所の三権相互の関連 ・国民の司法参加
生活科	(1) 学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心を持ち、安全な登下校ができるようにする。 (4) 公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなで使うものがあることやそれを支えている人々がいることなどが分かり、それらを大切に、安全に気を付けて正しく利用することができるようにする。 (6) 身近な自然を利用したり、身近にある物を使ったりなどして、遊びや遊びに使う物を工夫してつくり、その面白さや自然の不思議さに気付き、みんなで遊びを楽しむことができるようにする。					
家庭科					D 身近な消費生活と環境 (1) 物や金銭の使い方と買物について、次の事項を指導する。 イ 身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること。	
体育科	A・B・C・E (2) きまりを守り、仲良く運動をする。 E (3) 簡単な規則を工夫する。 F (2) 運動に進んで取り組み、だれとでも仲良く踊る。		A・B・C (2) きまりを守り、仲良く運動をする。 E (2) 規則を守り、仲良く運動をする。 E (3) 規則を工夫する。 F (2) 運動に進んで取り組み、だれとでも仲良く練習や発表をする。		A (2) 助け合って運動をする。 B・C・E (2) 約束を守り助け合って運動をする。 E (3) ルールを工夫する。 F (2) 運動に進んで取り組み、互いのよさを認め合い助け合って練習や発表をする。	
道 徳	4 主として集団や社会とのかかわりに関すること (1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。					
特別活動	＜内容の取扱い＞ 2 (1) 〔学級活動〕、〔児童会活動〕及び〔クラブ活動〕 ・よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること					

教科等	中学校	教科等	高等学校
社会科	〔公民的分野〕 (1) 私たちと現代社会 イ 現代社会をとらえる見方や考え方 ・社会生活における物事の決定の仕方 ・きまりの意義 ・対立と合意、効率と公正などについての理解 ・契約の重要性やそれを守ることの意義と責任 (2) 私たちと経済 イ 国民の生活と政府の役割 ・消費者の保護 ＜内容の取扱い＞ ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと (3) 私たちと政治 ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 ・法の意義、法に基づく政治の大切さの理解 ・我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義 イ 民主政治と政治参加 ・多数決の原理とその運用の在り方の理解 ・法に基づく公正な裁判の保障の理解 ＜内容の取扱い＞ ・裁判員制度についても触れること	公民科	〔現代社会〕 (1) 私たちの生きる社会 (2) 現代社会と人間としての在り方生き方 イ 現代の民主政治と政治参加の意義 ウ 個人の尊重と法の支配 ＜内容の取扱い＞ ・法に関する見方や考え方を身に付けさせるとともに裁判員制度についても扱うこと エ 現代の経済社会と経済活動の在り方 ＜内容の取扱い＞ ・経済活動を支える私法に関する基本的な考え方 〔倫理〕 (3) 現代と倫理 ア 現代に生きる人間の倫理 〔政治・経済〕 (1) 現代の政治 ア 民主政治の基本原理と日本国憲法 (2) 現代の経済 ア 現代経済の仕組みと特質 (3) 現代社会の諸課題 ア 現代日本の政治や経済の諸課題
	音楽		＜内容の取扱い＞ ・音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにすること
美術科	＜内容の取扱い＞ ・美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の創造物等を尊重する態度の形成を図ること	芸術科	〔音楽Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ〕＜内容の取扱い＞ ・知的財産権などについて配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。 〔美術Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ〕＜内容の取扱い＞ ・知的財産権や肖像権などについて配慮し、著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。 〔工芸Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ〕〔書道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ〕＜内容の取扱い＞ ・知的財産権などについて配慮し、自己や他者の著作物等を尊重する態度の形成を図るようにする。
保健 体育科	〔体育分野〕 C・D (2) ルールやマナーを守ろうとすること （※第3学年は、ルールやマナーを大切にしようとする事） E (2) フェアなプレイを守ろうとすること （※第3学年は、フェアなプレイを大切にしようとする事） H (2) イ 運動やスポーツは、ルールやマナーについて合意したり、適切な人間関係を築いたりするなどの社会性を高める効果が期待できること（※第1・2学年のみ。）		家庭科
技術 ・ 家庭科	〔技術分野〕 D 情報に関する技術 (1) ウ 著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考える事 ＜内容の取扱い＞ ・知的財産の保護の必要性、個人情報の保護の必要性について扱う事 〔家庭分野〕 D 身近な消費生活と環境 (1) ア 自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること	情報科	
	道徳		4 主として集団や社会とのかかわりに関すること (1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。
特別活動	＜内容の取扱い＞ 2 (1) 〔学級活動〕及び〔生徒会活動〕 ・よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること	特別活動	＜内容の取扱い＞ 2 (1) 〔ホームルーム〕及び〔生徒会活動〕 ・よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること